

平成 27 年 10 月 5 日

保護者 各位

茨城県立竹園高等学校長  
(公印省略)

インフルエンザ等の出席停止について (通知)

平成 24 年 4 月に学校保健安全法施行令が一部改正されました。

とくに、学校感染症に関する項目で「インフルエンザ」の出席停止の期間が「解熱した後 2 日を経過するまで」から「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日 (幼児にあっては 3 日) を経過するまで」となりました。

本校では、保護者からの欠席連絡の理由が、表 1 にあたる場合は、感染症予防の観点からすみやかに出席停止開始とします。

「インフルエンザ」は、別紙様式 1、その他の学校感染症は別紙様式 2 を保護者が記入し、医療機関受診日が確認できる書面 (医療機関の領収書、服薬の説明書等) の写しを添付して、登校可能時に提出してください。

様式 1、2 は、本校 Web ページに掲載しておりますので、ダウンロードして御活用ください。

【表 1 学校感染症出席停止の基準】

分類	病名	出席停止の基準
第 1 種	(※)	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 (はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)  風しん 水痘 (みずぼうそう) 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日 (幼児 3 日) が経過するまで 特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで 解熱した後 3 日を経過するまで 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消失した後 2 日を経過するまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	急性期をさけ、症状が改善し全身状態がよければ登校可能 詳細はおたずねください
	アタマジラミ 伝染性軟属腫 (水いぼ) 伝染性膿痂疹 (とびひ)	出席可能 (タオル、櫛、ブラシの共用は避ける) 出席可能 (多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける) 出席可能 (プール、入浴は避ける)

※第 1 種学校感染症

エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マルburg 熱 ラッサ熱 ジフテリア  
重症急性呼吸器症候群 (SARS) 急性灰白髄炎 (ポリオ) 鳥インフルエンザ (H5N1)



